

兵庫県公報

令和4年8月19日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

- ◎職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）
経験者採用試験の見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年8月19日

兵庫県人事委員会
委員長 田 中 基 康

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
別表第1 正規の試験の款中「行政A（大卒程度）」の右に「・経験者」を加え、同款経験者Aの項、経験者Bの項及び社会人経験者の項を削る。

別表第5 正規の試験の款行政A（大卒程度）・経験者A・経験者Bの項中「経験者A・経験者B」を「経験者」に改め、同款行政B（高卒程度）・社会人経験者の項中「・社会人経験者」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。